

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

(整理番号 —)

処 分 名	特例承継計画の変更の確認	
根拠法令および条項	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 18 条第 1 項または第 2 項	
所管部課グループ名	創業・経営課小規模企業グループ（電話 0776-20-0367（内線 2715））	
審 査 基 準	項 目	内 容
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 18 条第 1 項または第 2 項の規定に合致していること。 ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 18 条第 5 項において準用する同規則第 17 条第 2 項に基づく申請書および書類の提出があること。
	設定年月日 平成 30 年 4 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）	
標準処理期間	1 月	
設定年月日 平成 30 年 4 月 1 日設定（平成 年 月 日最終変更）		